

令和5年度（2023年度）

第4回東海市上下水道運営審議会会議録

（令和6年（2024年）1月24日開催）



## 令和6年度（2024年度）第4回東海市上下水道運営審議会会議録

### 1 開催日時 令和6年（2024年）1月24日（水）

- (1) 開会 午前10時30分
- (2) 閉会 正午

### 2 開催場所

東海市役所 3階302会議室

### 3 議事

- (1) 市民憲章唱和
- (2) 市長あいさつ
- (3) 下水道事業受益者負担金（東海第7負担区）の額について諮問
- (4) 審議事項
- (5) その他

### 4 出席委員

水谷満広、久野三賀、下村厚子、向井厚子、秋山和子、大村景子、谷口庄一、沼澤恒一郎、寺島里美、大倉将之、

### 5 欠席委員

新海博行

### 6 事務局出席者

市長 花田勝重、副市長 稲吉豊治、水道部長 小林きよみ、経営課長 森本誠二、下水道課長 西野貫喜、経営課主幹 田中直樹、経営課統括主任 平野絵美、下水道課統括主任 花井直美、経営課主事 平松大和

### 7 公開、非公開の別

公開

### 8 傍聴者数

1人

### 9 議事内容

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第4回東海市上下水道運営審議

会を開催いたします。

本日の審議会は、公開となっておりますので、よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして市民憲章の唱和を行います。

(出席者一同)

(市民憲章唱和)

(事務局)

それでは、はじめに市長より御挨拶を申し上げます。

(市長)

(あいさつ)

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、会長より一言御挨拶をいただきたいと思っています。

(会長)

(あいさつ)

(事務局)

ありがとうございました。

皆様には、第1回目から下水道使用料の改定について審議していただいておりますが、本日、使用料の改定とは別に、次第3としまして「下水道事業受益者負担金（東海第7負担区）の額について」の諮問を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは市長より審議会会長に諮問をお願いいたします。

(市長)

(諮問)

(事務局)

ありがとうございました。市長におかれましては、他の公務のため、ここで退席させていただきます。

まずは、次第4（1）「下水道使用料改定における答申書案について」審議したいと思います。

それでは事務局より説明をいたします。

(事務局説明)

(会長)

事務局より説明がありましたが、皆様の御意見について、お聞かせ願いたいと思います。

(委員)

経費回収率を100%にする必要があると言い切る表現でよいですか。

(事務局)

使用料単価を150円/m<sup>3</sup>とすると、経費回収率については100%となるため、この表現としています。

(委員)

「(2) 改定時期について」の文章が長いため、少し切った方がよいと思います。

「小規模事業」は「小規模事業者」の方がよいと思います。

「使用料単価を150円/m<sup>3</sup>、経費回収率を100%とする場合、現行の経費回収率24.7%との格差は金額にして37円/m<sup>3</sup>となる。平均的な4人世帯における使用料の月額負担額では1,000円を超える負担増となる。審議においては、下水道事業の健全経営のためには、速やかに適正な使用料を徴収することが必要であるとの意見があった。一方で、急激な改定を行った場合には、家計や小規模事業者にならざる影響を及ぼしかねず、激変緩和策として段階的な使用料改定とすべきであるとの意見もあった。」くらいの表現でいいと思います。

「激変緩和策」と「急激な改定」という表現は、表現を見直していただきたいです。

「また、使用料の改定が段階的であったとしても、短期間に改定が実施された場合には、激変緩和策の効果が薄れてしまいかねない。段階的改定を実施するにあたっては、市民が許容できる範囲内での負担を考慮すべきと考え、2回目以降の改定については、家計への影響などを考慮し、十分な間隔をあけて実施されることが必要である。行政において慎重な検討を行ったうえで適切な時期に実施することが適当であると考え。」でいいと思います。

「激変緩和策」については、この文脈でいくと、家計への影響が激変すると捉えられかねないので、ここについてもなくした方がよいと思います。

「使用者の公平性や需要に応じた適正負担が確立するような制度作りを求める。」とありますが、新しい使用料の制度を作成するのですか。

(事務局)

制度は既存のもので、料金体系は新しく作成します。

(委員)

「制度作り」ではなく、「料金体系」という表現が適切だと思います。

(会長)

修正したものを一度見させていただいて、委員の方に諮った方がよい内容があれば相談させていただいて、特になければ次回の審議会の冒頭で最終的に微調整させていただきます。

(委員)

審議会からの提言の部分について、災害対策の観点も盛り込んだ方がよいのではないのでしょうか。

料金を上げたときに、どのような影響があったのか、中間の見直しの機会を作ってみてはどうでしょうか。

(委員)

なぜ使用料の改定が必要なのか、現状をしっかり御理解を得た上で、使用料を上げることによってどのように市民に還元できるのかといった点も合わせて押さえておいてほしいです。

受益者負担の原則等についても、市民にご理解を得る必要があるので、根気よく周知していただきたいです。

大規模災害に対して、万が一のための準備をするためにはお金がかかるということを周知した方が、料金改定の理解が得られるのではないのでしょうか。

(委員)

他市町の広報活動等を参考に、広報活動していただきたいです。

(委員)

市民の皆様に水道、下水道について、どんなことをしているのか浸透させてほしいと思います。

(会長)

続きまして、次第4(2)、「下水道事業受益者負担金(東海第7負担区)の額について」、事務局からお願いします。

(事務局)

(資料により説明)

(会長)

ありがとうございました。ただいまの説明について意見がある方は挙手にてお願いいたします。

(委員)

整備費はこの金額で確定ですか。

(事務局)

整備費は概算です。事業計画を定めるごとに、負担金額を決定しており、今回も同様です。

(委員)

今回定めた受益者負担金額370円が変わることはないのですか。

(事務局)

整備費については、実際に工事を行う際に変更がある可能性はあるが、受益者負担金額については変更しません。

(委員)

物価の高騰等の影響は大丈夫なのですか。

(事務局)

物価上昇も踏まえた上で積算しています。今回整備する第7負担区内の南の部分は、名和駅西土地区画整理事業の地域で、管の延長が短い、埋設の深さが浅い等の要因もあり、全て含めて積算した結果、この金額となっています。

(会長)

委員の皆様にはご理解いただけたということで、審議会としては、受益者負担金の額370円というのは妥当であるという判断でよろしいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。答申書案を配布させていただきます。

(答申書案配布)

(会長)

受益者負担金の額の答申書案については、原案のとおりでよいと思います。

下水道使用料の答申書については、先程御意見いただいた所を修正していただいて、事前に私の方で確認させていただいて、皆さんに共有するという段取りでよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(会長)

次回、この二つの答申書案について委員の皆さんに確認していただいて、問題がなければ市長に答申をするという段取りになります。

では、特に御意見等がなければ、以上で本日の審議会を終了します。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、最後に水道部長から御挨拶を申し上げます。

(水道部長)

(あいさつ)

(事務局)

ありがとうございました。